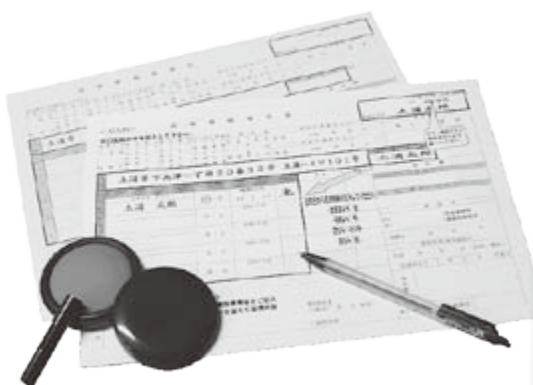


国民健康保険

届け出 忘れずに

国保に加入・脱退するときは、
必ず届け出をしてください。

問 国保年金課国保賦課係
(☎826-1111 内線2296)



窓口での届け出に必要なもの

加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	▷転出証明書
	退職などで職場の健康保険をやめたとき	▷退職証明書・離職票
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	社会保険などに加入していた方が後期高齢者医療制度に移行し、扶養の方が国保に加入するとき	▷健康保険扶養喪失証明書
	子どもが生まれたとき	▷国民健康保険証 ▷母子健康手帳
脱退するとき	任意継続保険から国保に切り替えるとき	▷任意継続保険資格喪失証明書または喪失日の記載がある任意継続保険証
	外国籍の方が国保に加入するとき	▷外国人登録証明書
	他市区町村に転出するとき	▷国民健康保険証
	職場の健康保険に加入したとき	▷国民健康保険証 ▷職場の保険証
	健康保険の被扶養者になったとき	▷国民健康保険証 ▷死亡を証明するもの
その他	国保加入の被保険者が死亡したとき	▷国民健康保険証 ▷死亡を証明するもの
	外国籍の方が国保をやめるとき	▷外国人登録証明書 ▷国民健康保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	▷国民健康保険証
	修学のため、他市区町村に住所を移したとき	▷国民健康保険証 ▷在学(園)証明書
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	▷身分証(免許証、パスポートなど)

◎保険証交付の際は、身分証とはんこが必要になります。

国民年金

もしも、一家の働き手に先立たれたら… 遺族基礎年金

国民年金加入中の方が死亡したとき、または老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」、または「子」に遺族基礎年金が支給されます。

なお、支給期間は、子が18歳に達する年の年度末まで(子に障害がある場合は20歳になるまで)です。

問 国保年金課国民年金係(☎826-1111 内線2290)

遺族基礎年金を受けるための要件

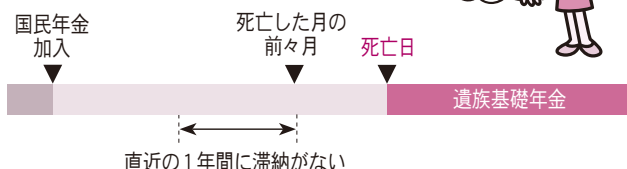
次の①～④のいずれかに該当する方が死亡したときに支給されます。

- ①国民年金の被保険者*
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所があり60歳以上65歳未満の方*
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方

※①、②の場合、保険料納付済期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)が、保

険料を納付していなければならない期間(死亡した月の前々月まで)の3分の2以上であることが必要です。

ただし、この納付要件とは別に、死亡した月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ受給することができます(下図参照)。



詳しくは、
お問い合わせ
ください。



遺族基礎年金の年金額(平成23年度の額)

子の数	子のある妻への年金額	子のみのときの年金額
1人	1,015,900円	788,900円
2人	1,242,900円	1,015,900円
3人	1,318,500円	1,091,500円

◎3人目以降は1人につき75,600円が加算されます。